



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール, セレンバン, セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

※ 事務局注

規則16P.U. 97/2021 3.4発効

感染症の予防と管理 (感染した 地域内での措置) (条件付き移動管理)
(第4号) 規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態 (感染症の予防と管理) (改正) 条例2021 3.11発効 令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等
詳細は法務局通達参照の事

適用時間

通常

顧客対応

通常

労働者数

エッセンシャル業種にて60%

活動とプロトコル

対 応	概要説明
疾病予防プロトコルと制限	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用主は、ガイドラインを参照し、疾病管理と感染伝播の防止をカバーする職場プロトコルを用意する必要があります。 Annex 25 COVID 19 MANAGEMENT GUIDELINES FOR WORKPLACES Ministry of Health Malaysia of Health Malaysia http://covid-19.moh.gov.my/garis-panduan/garis-panduan-kkm • 雇用主は、ワクチン接種の対象となるすべての従業員に、COVID19ワクチンの全用量を緊急に登録して取得するように奨励する必要があります。
健康スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> • サーマルスキャナーまたはハンドヘルド赤外線温度計を準備する。 • 発熱、咳、喉の痛み、呼吸困難などのCOVID 19の症状を検出するために、毎日スクリーニングを実施します。 • スクリーニングは、工場/施設の入り口で毎日実施する必要があります。 • 体温が摂氏37.5度を超え、喉の痛み、咳、鼻水、呼吸困難などの症状を示している従業員は作業や敷地内への立ち入りは許可されていません。
健康レポート (オンプレミスおよび会社宿泊施設)	<ul style="list-style-type: none"> • 全従業員の欠席 (全従業員の5%を超える) が発熱または何らかの症状によるものである場合は、最寄りの保健所に報告してください。 • 体温が37.5°Cを超える、および/または咳、喉の痛み、呼吸困難などの症状を示す従業員は、会社のパネルクリニックまたは最寄りの公衆衛生クリニックに照会する必要があります。



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間 通常 顧客対応 通常 労働者数 エッセンシャル業種にて60%

活動とプロトコル

対 応	概要説明
施設の清掃と消毒	<ul style="list-style-type: none"> • 清掃と消毒のプロセスは、特に共有スペースや頻繁に触れる場所などで、1日3回実行する必要があります-ロビー、リフトボタン、カフェテリア、会議室、礼拝室、バス労働者の輸送、閉鎖されたレクリエーションエリア、トイレ、ゴミ部屋のゴミ箱、ドアノブ、手すり • 会社は、新しいシフトまたは操業が始まる前に、毎回工場敷地内で消毒プロセスを実行する必要があります。 • 会社は、入口、すべての共用エリア、および工場敷地内の他のエリアに手指消毒剤を提供する必要があります。
従業員の安全と健康のためのソーシャルディスタンスと手順	<ul style="list-style-type: none"> • すべての従業員が公共エリアでフェイスマスクを使用する必要があります • 床、テーブル、椅子に1メートルのマークを付けるなど、ソーシャルディスタンスのガイドライン提供が必要です。 特に - 生産フロア、食堂食堂、会議室スラウ多目的ホール、その他の関連スペースなどのエリア



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間 通常 顧客対応 通常 労働者数 エッセンシャル業種にて60%

対 応	概要説明
敷地内の共用スペースにおけるマナー	<ul style="list-style-type: none"> • 敷地内のスラウ施設と礼拝所は、1メートルの物理的距離とフェイスマスクの使用を実践して管理する必要があります。 • 食事休憩は、会社が設定した適合性に応じて順番で実施する必要があります。 • 食堂/カフェテリアは、厳密な物理的距離をとり、敷地内で運営することが許可されています。食料の提供は個装パッケージのみでの提供です。
従業員の輸送	<ul style="list-style-type: none"> • フェイスマスクの必須使用と物理的な距離による会社の車両容量の50%保持 • 会社が提供する従業員輸送車両は、使用するたびに消毒プロセスを行う必要があります • 自家用車は、適切な手順に従い従業員が個別に消毒すること



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間 通常 顧客対応 通常 労働者数 エッセンシャル業種にて60%

対 応	概要説明
労働者住宅（雇用主から提供された場合）	<ul style="list-style-type: none"> • 労働者住宅が法に基づく最低基準を満たしていることの確認、および感染症の伝播を抑制するための予防措置を含む、労働者住宅およびアメニティの最低基準法（改正）2019（法律446）に基づく手順の遵守 • 物理的な距離は、睡眠エリア、指定された喫煙エリア、トイレ、バスルーム、祈りのエリア、ダイニングエリアなどを対象とする必要があります。 • 消毒プロセスは、雇用主が設定した時間に従って毎日実行する必要があります。 • 隔離制御のためにCCTVと警備員の配置が必要 • 雇用主が提供する労働者住宅に住む従業員の場合、仕事と緊急の場合を除いて、住宅エリアへの出入りは許可されていません。



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間	通常	顧客対応	通常	労働者数	エッセンシャル業種にて60%
------	----	------	----	------	----------------

対 応	概要説明
緊急時対応 (緊急時対応チームERT)	<ul style="list-style-type: none"> • 企業はCOVID19緊急対応チームを設立する必要があります (緊急事態管理手順の準備と実施のため (感染またはCOVID 19感染の調査がある場合) ERTは、企業の労働安全衛生委員会から任命でき、以下について責任を持ちます ✓ NSCによって発行されたSOPへのコンプライアンスの確保と ✓ 職場でのCOVID19予防対策の調整 • 雇用主は従業員の健康状態を監視する必要があります、それは症状のある労働者がRTKスクリーニング検査を受けることを確実にするために必須です。スクリーニング費用は会社が全責任を負います。 • 陽性の症例が見つかった場合の施設の清掃と消毒の費用は、会社が負担する必要があります。 • この実施は、マレーシア保健省の法律342に基づく規則に従って行われなければなりません。



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間	通常	顧客対応	通常	労働者数	エッセンシャル業種にて60%
------	----	------	----	------	----------------

対 応	概要説明
ERTによる労働者の監視	<ul style="list-style-type: none"> • ホステルと中央集権化された労働者地区、住居と職場からの労働者の移動を規制する • 意識向上プログラムの実施を担当します。- 工場全体の従業員コミュニケーションが鍵 • 企業は、従業員を監視するためのリアルタイムコンタクトトレーシングシステムを備えたウェアラブルデバイスドングルなどのデジタルアプローチを提供することをお勧めします。 * デジタルシステムはMySejahteraシステムまたは他の適切なシステムを使用できます。すべてのデータはMOHと共有する必要があります。必要に応じ、 • SOPに従って、従業員（体温と症状）の毎日の監視を実行します • 3Cを避けます（confined, crowded, close） • 3Wの実践を確実にする（手を洗い、マスクを着用し、他の人にSOPを遵守するよう警告する） • COVID19 SOPコンプライアンスの毎日の監査を実施します。 • SOPの違反を特定するために、従業員間に内部告発システムを確立します。

リアルタイムコンタクトトレーシングシステム = ユーザーの性別や国籍などのGPS追跡情報に基づいて、追跡目的で指定された期間内に接触した個人を含む、訪問した従業員、場所に関する情報を収集して記録できるシステムまたはデバイス



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間	通常	顧客対応	通常	労働者数	エッセンシャル業種にて60%
------	----	------	----	------	----------------

対 応	概要説明
COVID19ポジティブケースマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用主は、ポジティブの従業員情報を提供し、最寄りの地区保健局に連絡する必要があります (規則15 P U (293 2021) に従って、ポジティブな従業員はMySejahteraアプリケーションを使用してPKD(地区保健所)に個人的に通知する必要があります。 • 雇用主は、ERTチームに役員を任命して、従業員のすべての検疫関連事項を管理し、患者の密接な連絡先を特定する必要があります。役員は、管理職以上から任命され、監視ステータスについて毎日報告する必要があります。 • すべてのポジティブ従業員には、監視命令を与える必要があります (法342のセクション3または緊急 (基本権限) 条例2021のセクション6に基づいて認可された公務員により監視リストバンドを分離/着用します) • PKDからの連絡を待っている間、雇用主は、陽性と判断されたすべての従業員を特別に隔離するように指示する必要があります (従業員寮の従業員配置センター、ホテル、会社COVID19検疫施設) 低リスク治療センターは雇用主の責任の下でPKDから通知を受け、従業員身分証明書を提供了ら配置できません。配置は厳密に管理する必要があり、PKDの許可がない限り、特別配置からの出入りは許可されません。雇用主は、COVID 19追跡、試験を含むすべての費用を負担し、適切な飲食物やその他の基本的な必需品を提供する必要があります。



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間	通常	顧客対応	通常	労働者数	エッセンシャル業種にて60%
------	----	------	----	------	----------------

対 応	概要説明
COVID19ポジティブケース管理	<ul style="list-style-type: none"> • すべての従業員は、MySejahteraアプリケーションを介して毎日自分の健康状態を報告する必要があります • 重度の症状を伴う陽性労働者（カテゴリー3、4、または5）は、さらなる検査と治療のために最寄りのPKRC公立病院、私立病院（MOHによって承認されている）に照会され入院する必要があります • 退院した従業員は、COVID 19検査が陽性の日から、または症候性の発症日またはMOHが決定したその他の期間から、2回目のスクリーニング検査を受けずに10日後に職場に戻ることができます。



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間

通常

顧客対応

通常

労働者数

エッセンシャル業種にて60%

対 応

ローカルおよび外国人労働者の濃厚接触の管理

濃厚接触の定義は、過去14日間に陽性の症例と直接接触した個人です。

●1メートル未満の距離でCOVID19患者と対面する。

または

●同じ家に住んでいて、COVID19の症例が確認されている個人。または

●COVID19患者との物理的接触があるもの

概要説明

•ERTチームオフィサーは、ポジティブケースの濃厚接触者をすぐに特定し、PKDに通知する必要があります。連絡先追跡プロセスを高速化するには、スマートシステム（リアルタイムの連絡先追跡）の使用をお勧めします。

•雇用主は、MOHによって承認された病院の民間クリニックで症状のある従業員濃厚接触者のためにCOVID19検査を手配しなければなりません。

•すべての濃厚接触者には監視および観察命令を与える必要があります（PKDまたはMOHによって承認された民間クリニックによる監視リストバンドを着用する必要があります）

雇用主は検疫を受けるために濃厚接触者に指示する必要があります

雇用主はCOVID19トレースの試験を含むすべての費用を負担する必要があります

また雇用主は適切な食べ物や飲み物、その他の基本的な必需品を以下の場合に従業員に提供する義務があります。

- 特別な配置（従業員寮、従業員センター）またPKDから通知された後のホテル、または
- 従業員の住居



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間

通常

顧客対応

通常

労働者数

エッセンシャル業種にて60%

対 応

ローカルおよび外国人労働者の濃厚接触の管理

濃厚接触の定義は、過去14日間に陽性の症例と直接接触した個人です。

- 1メートル未満の距離でCOVID19患者と対面する。または
- 同じ家に住んでいて、COVID19の症例が確認されている個人。または
- COVID19患者との物理的接触があるもの

概要説明

- 特別な配置は厳密に管理する必要があり、各部屋への出入りは許可されていません。雇用主はすべての費用を負担し、すべての部屋に適切な食料やその他の基本的な必需品を提供する必要があります。
- PKDまたは民間クリニックがリストバンドを発行しない場合、雇用主は密接な連絡先に身分証明書を提供する必要があります。
- 自宅で自己検疫を受けた従業員は、PKDが承認するまで自宅を離れることはできません。PKDが10日後（またはMOHが発表したその他の期間）に雇用主に通知しない場合、自己検疫を受けている地元の労働者と連絡を取り、その後、2回目のスクリーニングテストを受けずに職場に戻ることができます。雇用主は、これらすべての労働者がそれぞれの家で10日間の自己検疫を完了していることを確認する必要があります。
- すべての従業員は、MySejahteraアプリケーションを介して毎日自分の健康状態を報告する必要があります



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間	通常	顧客対応	通常	労働者数	エッセンシャル業種にて60%
------	----	------	----	------	----------------

対 応	概要説明
COVID19ウイルスと予防策に関する警備員とスタッフへのブリーフィング	<ul style="list-style-type: none"> • 企業は、COVID 19および従う必要のある予防措置について、関連する従業員に適切かつ継続的な説明を行う必要があります。 • 確認された陽性労働者の自己検疫に関連する労働者の宿泊業務および業務を担当するコミュニケーションオフィサーとその濃厚接触先にも、自己検疫手順についての説明を行う必要があります。
施設の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> • 陽性の症例がある場合、陽性の症例があった施設エリアは、PKDによって閉鎖され、特定されたエリアへの消毒が実行されます。閉鎖期間は、PKDの評価に基づいて1~7日です。 • 消毒が完了した後、雇用主はPKDに検査と施設の再開を通知する必要があります
敷地の再開	<ul style="list-style-type: none"> • コンタクトトレーシングプロセスが実施され、施設の消毒が完了し、陽性労働者と濃厚接触者が隔離され、また必要に応じてPKDによるリスク評価が行われた後に、施設エリアの再稼働を許可できます。PKDに施設の再開に関して常に情報を提供する必要があります



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間 通常 顧客対応 通常 労働者数 エッセンシャル業種にて60%

対 応	概要説明
MySejahteraアプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員と顧客は、それぞれの携帯電話にMySejahteraアプリケーションをダウンロードして登録する必要があります • 施設の所有者は、訪問者、顧客、および施設に入る従業員が使用するMySejahteraアプリケーションを登録およびダウンロードする必要があります。すべての労働者および訪問者は、施設に入る前にMySejahteraアプリケーションをスキャンする必要があります。 • MySejahteraアプリでリスクの高いステータスの労働者または訪問者は、敷地内に立ち入ることはできません。 • HIDEに3回リストアップされている企業の場合、その企業は7日間直ちに閉鎖されます。MITIは、1回目と2回目にHIDEにリストされているすべての企業に対してリマインダーを発行します。
コンプライアンスと施行	<ul style="list-style-type: none"> • MITIKKM PDRM KKM JTK PBT JKPP RELAAPMまたは法律342に基づいて権限を持つ公務員は、いつでもコンプライアンスと施行のチェックを行うことができます。 • 許可された権限に基づいて、7日間の施設の即時閉鎖は、操作許可の条件（フェイスマスクの着用、従業員番号、身体的距離、個人用保護具、体温スクリーニングなど）に違反した場合に命令できます • 雇用主は、COVID 19感染を防ぐために、健康と個人の衛生状態について常に意識を高める必要があります。 • 命令の規定に違反し、違反を犯した者は、有罪判決を受けた場合、法律342（1988年感染症予防および管理法）に定められた罰金および罰則の対象となる可能性があります。 • 企業は、COVID 19予防の為の個人衛生措置、について、関連する従業員に適切かつ継続的な説明を行う必要があります。 • 確認された陽性労働者の自己検疫に関連する労働者の宿泊業務および業務を担当するコミュニケーションオフィサーとその濃厚接触先にも、自己検疫手順についての説明を行う必要があります。



MANUFACTURING SECTOR (セランゴール,セレンバン,セナイ EMCO)

2021年7月14日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年7月15日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

対象は以下を含む

エッセンシャル経済セクターに於ける製造部門

以下を除くすべての経済活動

- EMCOのSOPに於ける禁止されるリスト参照

根拠法

- 法律342のサブセクション11 (3)
- 規制15P.U. (A) 293/2021
- NSCおよびMOHによって発行された条件
- 法律342に基づいて権限を与えられた公務員によって随時発行されるその他の命令

適用時間

通常

顧客対応

通常

労働者数

エッセンシャル業種にて60%

対 応	概要説明
セランゴール州のEMCO地域で許可されている活動のリスト	<p>主な食品および飲料製造のリスト*</p> <ul style="list-style-type: none"> • 砂糖、調理油、小麦粉、米、パン、乳製品、穀物、乳粉、クッキー、イワシ、インスタントラーメン、練乳と無糖練乳、塩、ビーフンと麺、醤油、ソース、スパイス、離乳食、冷凍食品（牛肉、マトン、魚介類、野菜）と離乳食 <p>飲料製造リスト*</p> <ul style="list-style-type: none"> • ミネラルウォーター、チョコレートモルト、コーヒー、ティー、フレッシュミルク <p>医薬品の健康、衛生、およびパーソナルケア製品製造リスト*</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医薬品、医療機器および装置、臨床検査検査赤ちゃん用おむつ、大人用おむつ、手指消毒剤、フェイスマスク <p>航空宇宙リスト*</p> <ul style="list-style-type: none"> • コンポーネントとメンテナンス、修理、オーバーホール（MRO） <p>機械および機器リスト*</p> <ul style="list-style-type: none"> • 健康および食品の生産に関連してのみ <p>電気および電子製品の生産リスト</p> <ul style="list-style-type: none"> • サプライチェーンを含む <p>*パッケージング、ラベリング、輸送のサプライチェーンに限定</p>